

法令遵守等で評価する場合の適応事例

- 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利義務当第三者譲渡又は承継を行った。
- 3 労働者の寄宿舍環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 6 建設業法に違反する事実が判明した(例)一括下請負、技術者の専任違反等)
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは、「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
- 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 16 引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。
- 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。
- 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
- 19 受注者が工事請負契約書第7条の2の規程に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。又は同条第2項に定める期間内に書類を提出しなかった。
- 20 その他(この場合は、所見欄に該当内容を記入する。)